

○ 厚生労働省
環境省 告示第四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十五条の規定に基づき、次に名称を掲げる監視化学物質の指定を取り消したので、公示する。

平成二十六年五月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

経済産業大臣 茂木 敏充

環境大臣 石原 伸晃

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第15条の規定に基づき、指定を取り消した監視化学物質の名称	監視番号
5	1, 2, 5, 6, 9, 10-ヘキサブロモシクロドデカン	(3)-2254